

沿岸広域振興局長告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定を取り消した総合的設計による建築物に係る一団地の区域及び縦覧場所は、次のとおりである。

平成27年4月10日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 対象区域 下閉伊郡山田町第5地割45番、46番1並びに第2地割6番1、7番1、7番5、7番6及び7番12
- 2 縦覧場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター